議案第１８号

印西市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

印西市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月１７日提出

印西市長　　藤　代　　健　吾

印西市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

印西市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成２４年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後」を削り、「大学において土木工学科若しくは」を「大学において土木工学科又は」に、「２年以上水道」を「３年以上水道、工業用水、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「有する者」の次に「（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第２号中「の土木工学科」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科」に、「これ」を「これら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「３年以上水道」を「４年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第３号中「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を「修了した

後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条中第８号を第１０号とし、第７号を第９号とし、第６号を第８号とし、同条第５号中「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第７号とし、同条第４号中「よる中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

(6)　高等学校において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条第３号の次に次の１号を加える。

(4)　短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条に次の１項を加える。

２　簡易水道事業、給水人口が５万人以下である水道事業又は１日最大給水量が２万５千立法メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道（以下「簡易水道等」という。）については、前項第１号中「３年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第２号中「４年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限

る。）」とあるのは、「２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第３号中「５年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは、「２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第４号中「６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第５号中「７年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第６号中「８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは、「４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第７号中10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）とあるのは、「５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第４条第１号を次のように改める。

(1)　前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、終了した後）、同項第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同項第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、終了した者）については５年以上、同項第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第４条第２号中「及び第４号」を「又は第５号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目」を「課程（土木

工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同条第６号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第４条に次の１項を加える。

２　簡易水道等又は１日最大給水量が１万立方メートル以下である専用水道については、前項第１号中「３年以上」とあるのは「１年６月以上」と、「５年以上」とあるのは「２年６月以上」と、「７年以上」とあるのは、「３年６月以上」と、同項第２号中「４年以上」とあるのは「２年以上」と、「６年以上」とあるのは「３年以上」と、「８年以上」とあるのは「４年以上」と、同項３号中「１０年以上」とあるのは「５年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第１８号審議資料

印西市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成２４年条例第２８号）の一部を改正する条例の制定について

１　改正の要旨

(1)　布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に下水道等に関する実務経験を含める等に改めるもの

(2)　学歴及び学科要件について、土木工学科（土木科）以外の課程の追加及び技術上の実務経験年数の見直しを行うもの

２　改正の理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第１０２号）の公布に伴うもの

３　施行期日

令和７年４月１日

４　新旧対照表

新	旧
第１条及び第２条　（略） （布設工事監督者の資格） 第３条　法第 12 条第２項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。 (1)　学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正７年勅令第 388 号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、３年以上水道、工業用水、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） (2)　学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、４年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する	第１条及び第２条　（略） （布設工事監督者の資格） 第３条　法第 12 条第２項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。 (1)　学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後又は旧大学令（大正７年勅令第 388 号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2)　学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有

者（２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	する者
(3)　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、５年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	(3)　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(4)　短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	
(5)　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、７年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	(4)　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(6)　高等学校において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	
(7)　10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経	(5)　10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

験を有する者に限る。） (8)～(10)　（略） ２　簡易水道事業、給水人口が５万人以下である水道事業又は１日最大給水量が２万５千立法メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道（以下「簡易水道等」という。）については、前項第１号中「３年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第２号中「４年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは、「２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第３号中「５年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは、「２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第４号中「６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第５号中「７年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第６号中「８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあ	(6)～(8)　（略）

るのは、「４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第７号中 10 年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）とあるのは、「５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。	
（水道技術管理者の資格） 第４条　法第 19 条第３項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。	（水道技術管理者の資格） 第４条　法第 19 条第３項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。
(1)　前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、終了した後）、同項第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同項第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、終了した者）については５年以上、同項第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(1)　前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
(2)　前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については６年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に	(2)　前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については６年以上、同条第４号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験

関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3)～(5)　（略） (6)　国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 ２　簡易水道等又は１日最大給水量が１万立方メートル以下である専用水道については、前項第１号中「３年以上」とあるのは「１年６月以上」と、「５年以上」とあるのは「２年６月以上」と、「７年以上」とあるのは、「３年６月以上」と、同項第２号中「４年以上」とあるのは「２年以上」と、「６年以上」とあるのは「３年以上」と、「８年以上」とあるのは「４年以上」と、同項３号中「10年以上」とあるのは「５年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。 附　則 この条例は、令和７年４月１日から施行する。	を有する者 (3)～(5)　（略） (6)　厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者